

## 経営事項審査の審査基準等の改正(令和5年1月1日施行)について

令和4年12月  
指導検査課

建設業法施行規則の一部改正に伴い、令和5年1月1日以降、経営事項審査申請の以下の項目について変更があります。

なお、追って経営事項審査申請の手引きを改訂する予定であり、取扱いが一部変更になる場合がありますので、今後の最新の情報を併せて御確認ください。

### 〈改訂箇所〉

1. ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（新設）
2. 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（新設）
3. 総合評定値算出係数（改正）
4. 建設機械の保有状況（改正）
5. 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況（改正）

### 1. ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（新設）

以下の認定のうち、最も配点の高いものを評価（最大5点）

#### 【新設】

認定の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし(第3段階)	4
	えるぼし(第2段階)	3
	えるぼし(第1段階)	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若年雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

#### 【確認資料】

○都道府県労働局長から交付された「基準適合一般事業主認定通知書」または「基準適合事業主認定通知書」（写し提出）

※1 審査基準日時点で、認定取消や辞退がある場合は加点対象外です。

※2 通知日は、審査基準日以前であることが必要です。

2. 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（新設）
3. 総合評定値算出係数（改正）

※「2」及び「3」の項目については、審査基準日が令和5年8月14日以降の申請から適用となるため、追って経営事項審査申請の手引き等にてお知らせいたします。

#### 4. 建設機械の保有状況（改正）

従来加点対象の建設機械（ショベル系掘削機等）について、以下の建設機械を追加  
【追加】

- (1) ダンプ車（土砂等を運搬する貨物自動車で、自動車検査証に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」のいずれかの記載があるもの）
- (2) 高所作業車（作業床の高さが2メートル以上）
- (3) 締固め用機械（「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」）
- (4) 解体用機械（「ブレーカ」「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」等）

#### 【確認資料】

○「建設機械の保有一覧表」（提出）

+

(1)・自動車検査証(写し提出)※1

- ・リース契約の場合は、併せてリースの確認ができるもの（原本提示）

(2)～(4)のうち、オフロード車の場合

- ・特定自主検査記録表（表・裏面写し提出）
- ・所有又はリースの確認ができるもの（原本提示）
- ・建設機械写真（台紙に貼付して提出）

(2)～(4)のうち、オンロード車の場合

- ・特定自主検査記録表（表・裏面写し提出）
- ・自動車検査証（写し提出）
- ・リースの場合は、併せてリースの確認ができるもの（原本提示）

※1 備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は、加点対象外です。

※2 特定自主検査記録表の詳細やその他注意事項については、現行の建設機械の確認資料と共通になるため、手引き（令和4年8月分）の39～41ページを御参照ください。

#### 5. 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況（改正）

従来評価対象の登録（ISO9001、ISO14001）について、以下の登録状況を追加

#### 【追加】

- ・エコアクション21の登録の有無

#### 【確認資料】

○（一財）持続性推進機構の発行するエコアクション21に係る「認証・登録証」の写し提出

※以下の両方に該当する場合や、審査基準日時時点で認証を受けていない場合は加点対象外です

- ・「段階的認証」又は「サイト認証」と記載があるもの
- ・認証範囲に建設業が含まれていない場合や一部の支店に限られる場合